

平成25年度9月期における高齢勧奨退職の実施

1 内容

日本郵便株式会社における経営効率化を図るため、一般社員の高齢者を対象とした高齢勧奨退職を実施する。

2 選考対象者

年齢50歳以上の者のうち、その退職を適当と認められる社員

※ 年齢は退職日の満年齢

3 退職者の承認

勧奨退職の承認については、別途選考の上、決定するものであることから、退職を希望した社員の希望が必ずしも承認されるものではない。

4 実施日

平成25年9月30日(月)

5 周知・勧奨期間(予定)

平成25年7月10日(水)から同年7月26日(金)までを周知・勧奨期間とする。

6 退職に伴う優遇措置

(1) 退職手当

日本郵便株式会社退職手当規程及び同手続に定める定年前早期退職者に対する退職手当を適用する。

(2) 基本給の調整額

支給区分		支給月額
職群	年齢	
【郵便事業】 一般職群 企画職群 技能職群	56歳以上	3,500円
	53歳以上 56歳未満	3,800円
【郵便局事業】 一般職群 企画職群	50歳以上 53歳未満	4,300円

7 失業等給付の求職者給付(基本手当)の扱い

この「高齢勧奨退職」は、本人からの申し出・希望に基づく自己都合退職のため、一般的には離職理由による3か月間の給付制限を受ける(なお、最終的な給付の有無は、各ハローワークの判断。)

8 その他

- (1) 今回は、管理社員も併せて実施。
ただし、エリアマネジメント局の管理社員を除く。
- (2) 今後は、当面、管理社員及び一般社員ともに、実施時期及び対象者を統一し、実施する予定。
- (3) 次回は、平成25年度3月末に実施予定。